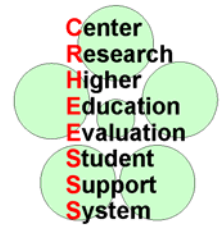


週刊センターニュース No.17



第17号(2004年7月5日)毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

金沢大学フォーラムin 大阪 の開催について

8月9日(月)に、金沢大学の広報を目的として、梅田スカイビルにおいて金沢大学フォーラム in 大阪 が開催されます。詳細については、金沢大学ホームページ News&Topics をご覧ください。

共同学習会のご案内

第26回 日時: 7月8日(木) 5時限目(16:10~17:40)
場所: 角間キャンパス総合教育棟南棟2階 大会議室
講師: 鹿野勝彦(教育担当理事)
題目: 「金沢大学の教育体制における問題点と今後の取組」

第27回 日時: 7月15日(木) 5時限目(16:10~17:40)
場所: 角間キャンパス総合教育棟南棟2階 大会議室
講師: 大村明雄(研究・国際担当理事)
題目: 「法人化の金沢大学の研究・国際交流への取組」

「IT時代の著作権問題」研修講座参加レポート

6月17日(木)に、独立行政法人メディア教育開発センターで開催された「IT時代の著作権問題」研修講座に参加した。初めにこの研修講座開催に至る背景説明がなされ、引き続き、著作権の基本的な知識(知的財産権における著作権法の位置付け、著作者の権利、著作者等の権利の譲渡と公使、著作隣接権、著作物が自由に使える場合、権利侵害があった場合)の説明があり、最後に、いくつか実例を紹介しながらの事例研究についての報告が行われた。具体的に著作権について説明された内容を、以下にあげさせていただく。あくまで、法律の素人の報告のため、誤解、勘違いなどあるかもしれない点をご容赦いただきたい。

- ・ 著作権とは、特許法、実用新案法などで守られている工業所有権など共に知的財産権(知的所有権)の一つ。
- ・ 著作権は著作物に対して適用される。
- ・ 著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの、言語(小説、脚本、論文、講演等)、建築、図形(地図、図面、図表、模型)、映画、写真、プログラム等をさす。
- ・ 著作権法で保護されるのは、あくまで表現されたものだけ。(表現の中核となるアイデアは著作権法では保護されない。アイデア自体を保護するのは特許法などになる。)
- ・ 著作権は、大きく著作者の権利と著作隣接権に分けられる。著作者の権利は、著作者人格権と財産権からなり、著作隣接権は、実演家人格権と財産権からなる。
- ・ 著作者の財産権は、有形的に複製する権利としての複製権と無形的に公衆に伝達する権利(上映権及び演奏権、上映権、口述権、展示権、公衆送信権、送信可能化権、公の伝達権)、有形物を公衆へ提供する権利(譲渡権、貸与権、頒布権)、著作物を利用して新たな著作物を創作することに関する権利(翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)からなる。
- ・ 公衆送信とは、放送(同時送信、テレビやラジオ放送など)、有線放送(同時送信、CATV や音楽

有線放送など)、自動公衆送信(インタラクティブ送信、インターネットのホームページなど、公衆の求めに応じて自動的に行う送信)送信可能化(自動公衆送信が行われる状態を作り出すことで、Webサーバへのアップロードなどがこれにあたる)、その他の公衆送信(電話での申込を受けて、手動でファックスや電子メールを送信するなど)である。

- ・ 公衆送信権は、全て著作権者が専有する。
- ・ 公衆送信を受信して不特定または多数の特定者へ伝達することを公の伝達権という
- ・ 公衆の定義はあいまい(特定かつ多数のものを含む)。裁判官の判断による。
- ・ 著作権は全部又は一部を譲渡できる。ただし、著作者人格権は譲渡できない。著作者人格権は権利の行使を保留することは出来る。この内容は、著作隣接権者にも準用される。
- ・ 以下の場合、著作物が自由に使える
プログラム言語、プロトコル、アルゴリズムなど著作物に該当しないもの
保護を受ける著作物の範囲外のもの
法律、判例文などの権利の目的とならない著作物
保護期間が終了したもの
- ・ 著作物の公正な利用のために、著作者の権利を制限する規定「制限規定」があり、個人的利用(私的使用)、図書館での利用、引用、教育機関での利用、試験問題としての複製等、非営利目的の上演等、その他いくつかの場合は、この「制限規定」が適用されるので、著作物を利用できる。ただし、「制限規定」による複製物の目的外使用は認められない。

続いて、遠隔教育と著作権の関係が、改正著作権法第35条第2項によって規定されることになり、合同授業型、講義発信型、自学自習型に類別されたそれぞれの遠隔授業についてどの部分が著作権について注意しなければならないかの説明がなされた。

第35条第2項

「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地における「副会場」に向け、同時中継する場合

この第35条第2項については、「コピーライト 2004年6月 Volume44」(発行:社団法人 著作権情報センター(<http://www.cric.or.jp/>))を補足資料として説明がなされた。また、教育機関での各種著作物の利用については、文化庁のホームページ(<http://www.bunka.go.jp/>)から<著作権 ~新たな文化のパスワード~>をクリックすると著作権についての各種説明、「学校における教育活動と著作権」というリーフレット資料を見ることが出来る。

来年度から、北陸地区国立大学連合の間で、双方向遠隔授業システムが稼働予定であり、また、金沢大学としても大学独自のコンテンツ作成を検討しているが、今後、大学全体で、公正な著作物の利用を推進し、どこに出してもとがめられない授業コンテンツの作成のために、著作権についての専門家の意見を聞いて、全学的に著作権について認識を深める必要があると思われる。

今回、説明しきれなかった内容や、当日報告された事例研究などについては、改めて共同学習会などで報告させていただきたいと考えている。

最後に、著作権と教育利用に関して有益な情報源となるURLを紹介させていただく。

メディア教育開発センター教育メディア著作権関連情報のページ

<http://deneb.nime.ac.jp/> 著作権に関する知識、教材開発・利用に関する一問一答、著作物利用情報、著作権処理相談(使用目的、利用する著作物等を得たメディア(媒体)利用しようとしている著作物等の種別、利用形態を選択していくと、著作権法のどの点に抵触するか、どの権利について手続きが必要かのアドバイスを与えてくれる。)

メディア教育開発センター著作物流通促進システムおよび判例情報

<https://cinime.nime.ac.jp> <https://ci.nime.ac.jp> どちらも会員登録が必要(無料)

Creative Commons(著作物の有効利用促進のための団体)

<http://www.creativecommons.org/>

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン(著作物の有効利用促進のための団体)

<http://www.creativecommons.jp/>

(文責 堀井)